

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十一号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の備考に次のように加える。

- 11 障害児入所施設又は肢体不自由児若しくは重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関に入所し、又は入院している被措置児童が満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、第29条第1項の規定にかかわらず、当該被措置児童に係る措置費は徴収しない。
- 12 B₁又はB₂階層と認定された世帯に属する被措置児童が満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児である場合についても、11と同様とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第二の規定は、令和元年十月一日以後の措置に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。